

令和4年第7回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和4年12月16日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月16日午後2時3分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田                      勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 窪                      和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      岡 田 康 裕</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                      藤 本 佳 利</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      竹 村 恵</p>
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発議第5号 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）</p> <p>発議第6号 高齢者と家族が安心できる介護の実現を求め る意見書（案）</p> <p>発議第7号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化 を求める意見書（案）</p> <p>発議第8号 第9期の介護保険制度改定に向け安心できる 介護保険制度を求める意見書（案）</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 7 回 ( 1 2 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 4 号 )

令和 4 年 1 2 月 1 6 日 ( 金 )

午後 2 時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 発議第 5 号 | 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議 ( 案 )                   |
| 日程第 2 | 発議第 6 号 | 高齢者と家族が安心できる介護の実現を求める意見書<br>( 案 )         |
| 日程第 3 | 発議第 7 号 | 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書 ( 案 )         |
| 日程第 4 | 発議第 8 号 | 第 9 期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書 ( 案 ) |
| 日程第 5 |         | 委員会の閉会中の継続調査の件                            |

再 開 （午後 2 時 0 3 分）

○議 長

皆様、こんにちは。

初日の本会議におきまして公平委員会委員に選任同意されました大塚昭治様並びに教育委員会委員に任命同意されました城垣圭一郎様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思えます。

それでは、まず初めに、公平委員会委員、大塚昭治様、御入場いただきまして御挨拶をよろしくお願いいたします。

○公平委員会委員（大塚昭治）

このたび、公平委員に選任していただきました大塚昭治です。よろしく願います。

もう年も年ですので、4年間無事にお務めさしてもらえるかどうか心配しておりますんですけども、皆さん方の御指導を頂きまして、また一生懸命頑張っていきたいなと思っております。今後ともどうぞよろしく願います。

どうもありがとうございます。（拍手）

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会委員、城垣圭一郎様より御入場いただきまして、御挨拶、よろしく願います。

○教育委員会委員（城垣圭一郎）

城垣圭一郎でございます。昭和35年1月生まれ、現在62歳でございます。

大変不慣れでございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。何とぞ、どうぞよろしく願います。（拍手）

○議 長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和4年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 発議第5号 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）を議題といたします。

本件につきましては、森田議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により、森田議員の除斥を求めます。

森田 勝議員退場

○議長

ただいま除斥されています森田議員から、地方自治法第117条のただし書の規定により、議会に出席をして発言したいとの申出があります。

お諮りします。

この申出に同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。森田議員の申出に同意することに決定いたしました。

森田議員の入場を許可します。

森田 勝議員入場

○議長

森田議員の発言を許可します。森田議員。

○8番

冒頭、弁明の機会を頂きました。山本議長にまずもってお礼申し上げます。ありがとうございます。

このたびの私の監査委員として、守秘義務違反で、関係者の皆様や監査していただいております代表監査の近藤恭子弁護士に大変御迷惑をかけまして、本当に申し訳なく思っております。また、任命権者の西脇町長には御迷惑をおかけしました。このたび再選された西脇町長に水を差すようなことになり、本当に申し訳なく、深くおわび申し上げる次第でございます。

最初に申し上げておかないといけないことは、本日、監査委員の守秘義務違反の内容を詳しく説明しますと、またこれも守秘義務違反になりかねませんので、まず最初にお断りしておきます。

それでは説明させていただきます。

11月13日、春日丘自治会の約50人参加の座談会で、私の不適切な発言が守秘義務違反に当たり、また11月15日に御夫婦お二人にLINEで守秘

義務違反の内容を送っておりました。

順を追って申し上げますと、17日に監査委員事務局から電話で監査委員としての守秘義務違反の問合せがあり、その内容を書面で報告するように求められ、18日にメールで報告書を送信しました。その後、18日、代表監査の近藤弁護士と面談でその内容を報告しましたところ、メールで守秘義務違反がないかと問われ、守秘義務違反のメールをしてないことを答弁いたしました。代表監査自ら私の携帯電話を操作して、メール、ツイッター、LINEを確認いただきましたが、守秘義務違反の文面が見つかりませんでした。その後、私は責任を取りまして、監査委員を退職する旨をお伝えし、ただ、21日、私は終日大阪に出かける予定でありましたので、届けは22日になる旨をお伝えして、22日に西脇町長宛てに退職届を提出しました。

17日か18日から、NHKから度々電話取材を受け、また21日からは、民放テレビ局から直接携帯で取材を受け、取材の途中から、私がSNSで守秘義務違反の内容を発信していないかと確認を求められ、私はホームページを開設しておらず、メール、ツイッター、LINE等での発信はないとお答えしておりました。

21日に、共産党前県会議員の宮本次郎氏の「それいけ！宮本次郎」に、森田が守秘義務違反の内容をSNSで拡散しているとの内容が掲載されておりました。再度、ツイッター、メール、LINEをチェックしましたが、見つかりませんでした。

その後、24日、民放テレビ局の記者から、自宅での取材でLINEの送信確認を求められ、私自身、操作しても、守秘義務違反の内容のLINEが見つからず、記者にスマホを渡し、LINE画面の友達画面のその御夫婦のところを開いて分かった次第でございます。本当に恥ずかしい話で、記者から言われるまで、守秘義務違反の送信があった、全く記憶にありません。その後、奈良新聞から電話取材も受けております。

思い出しますと、11月の初め、その御夫婦の方から、LINEで新しい友達とトークしようというものが入りまして、先ほど申し上げましたように、15日に守秘義務違反の内容を送信したのではないかと思います。LINEを送信したと分かる範囲は、今のところ、御夫婦2人のみで、その方とは1回きりの送信であります。その御夫婦とは、いつぞやの町長選挙で同じ候補者を応援することを手伝ったこともあり、この前の選挙で激励にお越しいただいたので、軽い気持ちで送ったのではないかと思います。

25日、LINEで守秘義務違反の見つかったことから、監査の局長から電話で代表監査にお伝えいただき、その画面を写メしたものをメールで代表監査

に送りました。

LINEされてる方はお分かりだと思いますが、やり取りがなければ、だんだんその方との更新が下に下がってきまして、私も友達が198名の登録がありました。私も代表監査も、画面の下まで確認しなかったことによるものと深く反省しております。

今回の賛成者の稲月議員からも11月12日に、また今回、守秘義務違反を送信した方からも12月15日に、また新たに新しい友達とトークしようというLINEが入りました。

今回の守秘義務違反について、テレビ報道やへぐり民報に載ったことから、住民の方から、私や家内に「辞めたらあかん」、「頑張れ」とお声を頂いております。小学生2名のママからは、「必要であれば、撤回を求める署名を集めてもいいよ」、高齢者の80歳の方からも同じような電話で激励を頂いております。本当に温かいお声がけを頂いております。日頃の議員活動を評価していただいているものと理解しております。

以上のことから、私は議員を辞めず、来年の議員任期まで全うしたいと考えております。

最後に、議員各位には、辞職勧告決議に慎重な審議をお願いをしまして、私の弁明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

森田議員の退場を求めます。

森田 勝議員退場

○議長

議案の朗読を求めます。局長。

○議長

それでは朗読いたします。

発議第5号

森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月16日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 稲 月 敏 子

〃 植 田 いずみ

### 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）

NHKとMBSテレビは11月21日のニュースで、平群町監査委員を務める森田勝議員が「住民監査請求の監査内容を公表前に漏らした」と報道。森田議員本人も、町内の集会で「ウォーターパークの存続を求める住民監査請求は11月末に却下される」と発言したことを認めているとのことでした。これは明らかな守秘義務違反です。この事態を受けて森田議員は11月22日に監査委員の辞表を提出し、西脇町長が受理したことは、11月24日の議会運営委員会で西脇町長から報告されました。

しかし、この住民監査請求内容の漏洩は、森田議員本人の「言葉が滑ってしまった」というものではないことが、その後、明らかになりました。

森田議員は、先の町長選挙にかかわって、告示日の11月15日、無料通信アプリ「LINE」で町内住民に「ウォーターパークの存続を求める住民監査請求は11月末に却下されます」と送信していました。

全文は「春日丘の森田です。よろしくお願ひします。本日からスタートしました、平群町長選挙で私は西脇さんを応援しております。よろしくお願ひします。櫛原のメガソーラー建設は12月中に変更許可が下りる見通しです。また、ウォーターパーク存続を求める住民監査請求は11月末却下されます。須藤啓二候補は共産党が全面支援で、できないことばかり言って様に（原文のまま）、私には思えてなりません。呉々も西脇候補をよろしくお願ひします」というものです。

集会での発言が11月13日、このSNS送信が2日後の15日ということや、口頭だけでなく文書で発信していることから、「言葉が滑った」というものではなく、森田議員自身に守秘義務に違反しているとの自覚がなかったといえます。

また、SNS送信は選挙期間中であり、その内容も「監査請求却下」と漏洩することで、森田議員が支援する候補者と対立する候補を貶めるものです。これは、明らかに、監査委員という立場を利用し、町長選挙で自身が応援する候補を有利にすることを目的とした悪質で許されない行為です。さらに、11月25日の毎日テレビの報道で、森田議員はSNSでの発信を否定していました。

これら森田議員の一連の行為は、議会議員としても、議会の品位を汚し、住民の信頼を裏切るものです。

よって、本町議会は森田勝議員みずから議員辞職されることが適当と判断し、ここに、それを求めるものです。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の趣旨説明を求めます。山口議員。

○ 7 番

森田議員の弁明を聞いて啞然としました。

まず、謝るべきは誰なのかですよね。議員という立場、それから議会選出の監査委員という立場、これは誰に対しての議員であり、誰に対しての監査委員なのか。当然、住民に寄り添う立場ということなんですよね。でも、誰に謝られましたか。代表監査委員と西脇町長。住民への謝罪はなし。私はここに本質があると思うんですよ。

いろいろと言いつされてましたが、11月13日に春日丘で50人とおっしゃいましたけれども、50人の住民の皆さんの前でそういう発言をしたと。その2日後にLINEを送ったと。13日のことは覚えてたけど、15日、文章を打ったことは覚えてない。私は逆だと思うんですね。言葉が滑ったっていう言い方は間違いですから、口が滑ったんでしょうけども、それはあり得ると思うんです、ある意味ね、「あっ」ということでね。普通、そのときに「あっ」と思って、これは駄目だと、すぐ気がつくはずなんです。森田議員は監査委員2年目ですよね。だから、今年5月からじゃなくて、去年の5月から継続してその地位にあるわけです。それでいて、2日後のLINEのことを全く覚えてなかったという、その弁明ばかりでしたけど、そんなことは普通考えられないと私は思います。本人がそうおっしゃってるから絶対そうでないとは言いきりませんが、普通常識的に考えて、あまりにも、はっきり言って見苦しい言い訳です。

議員辞めるか辞めないか、それは本人が判断されればええことです。そのことに対して、強制的に辞めろという立場にはありませんし、私は、この一連の監査委員としての守秘義務違反、この問題、そして今日の弁明でさらにね、私は監査委員だけでなく、議員も辞職されたほうが良いというふうに、より思いました。

その上で、事前に趣旨説明を準備していますので、ちょっと読ませていただきますけれども、議会議員にとって、議員辞職を勧告する決議、このことについては、勧告される議員だけではなく、勧告する議員、私ですよね、勧告を提案する議員、そしてそれに賛同する議員にとってもね、非常に重い決断を強いられると考えています。私、辞職勧告決議を提出するのは2回目です。前は8年前か12年前、どっちかだと思いますけども、そのことを十分承知の上で、決議案提出ということ、そういうことで、そういう思い、立場でしたということ、それをまず表明して、それから趣旨説明をさせていただきます。

今回の森田議員の住民監査請求の監査内容の漏えいは、監査委員としてあつ

てはならない守秘義務違反です。また、漏えい発覚後、報道記者とのやり取りで、SNS発信での漏えいを一旦は否定し、証拠を突きつけられて発信を認めました。この記者とのやり取りは、森田議員が町長に監査委員の辞職を提出した後です。これは明らかに、監査内容漏えいという重大な守秘義務違反行為をしたことに対して反省をしていないことを示すものだと私は考えます。監査委員の辞職だけで済まされることではないのは明らかではないでしょうか。

また、今回、町長が辞表を受理して監査委員辞任という形になりましたが、本来なら、今回の守秘義務違反のケースは、町長が辞表を受けてそれを受理するのではなく、罷免にすべき事案だったと考えます。これは、地方自治法なんかでも、本来そういうふうにあるべきだというような書き方をされています。

さらにですね、SNS発信は町長選挙期間中でした。その内容も、監査内容の漏えいを利用して、自身が応援する候補の支援をお願いする内容です。言うまでもなく、民生委員や教育委員会委員、農業委員会委員、公平委員会委員、監査委員などの特別職の公務員は、その地位を利用して選挙運動することは禁止されています。今回の森田議員のSNS発信内容はこれに当たるものと思われます。

本町は、町長や議会議員に対して、「町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応え、町民とともに公平で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」、こういう政治倫理条例を制定しています。今回の森田議員の行為は、政治倫理条例の自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないようにとの目的を逸脱するものであり、町長や議員の政治倫理基準を定めた第2条2項の1号、「町民全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしてはならない」、これにも抵触するものだと考えます。

このように、森田議員の監査内容の漏えい、守秘義務違反は、監査委員としてだけでなく、議会議員としてあってはならない行為です。森田議員にはそのことを深く反省していただき、自ら議員辞職されることを求め、本決議案の趣旨説明といたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪議員。

○10番

担当課のほうに1点だけ確認ですが、選挙で、今SNSのことが出ましたが、

10年ぐらい前から、SNSでの選挙のお願いの仕方は解禁されてると思いますが、やはり、少し今回の件で、それが全て駄目だと思われてる方もいらっしゃると思いますので、その点について御説明を願いたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

失礼します。選挙管理委員会事務局ということで、私のほうから御答弁をさせていただきます。

議員は、ただいまおっしゃっていただきましたように、有権者、SNSを利用した候補者を応援する行為は、法が変わりまして、認められることになっております。例えば、先ほどから出ておりますフェイスブックであったりツイッター、またLINEについての運動については認められると。ただ、メールなどですね、パソコンからのメール、また携帯、スマホからのメールアドレスを利用したメールについては禁止ということで定められております。

以上です。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。そのとおりだと思います。

ただ1点、候補者に限っては、Eメールは可能だということによろしいでしょうか。確認です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまおっしゃっていただきましたように、候補者と有権者という区分で分かれておりまして、候補者につきましては認められております。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。窪議員。

○ 1 0 番

森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）には反対の立場で討論いたします。

今回の件は、議会選出の監査委員として、また議員として不適切であったと思われませんが、御本人自ら責任を感じられ、11月22日に監査委員の辞職届を提出し、受理がなされました。私は、一定の責任を取られたものと認識をいたしております。このことに鑑み、議員の進退については御本人が判断すべきものと考え、この決議案には反対をいたします。

○ 議 長

討論、ほかございませんか。植田議員。

○ 6 番

今回の森田議員に議員辞職を勧告する決議（案）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、森田議員が議会選出の監査委員としての責務を全く自覚されておらず、御本人がよく議会でも、私も聞いていますが、コンプライアンス、法令遵守が大事だと言ってこられたにもかかわらず、公表前に監査内容を漏えいする守秘義務違反を地元の集会で発言するとともに、町長選挙の選挙期間中、西脇氏への支持の依頼の際にもSNSで守秘義務違反の監査内容を漏えいしたことは、監査委員はもちろん、議員としても、うっかり言ってしまった、あるいは自覚がなかったで済まされる問題ではないことから、今回の議員辞職を勧告する決議については賛成をしたいと思います。

以上です。

○ 議 長

ほか、討論ございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）について、反対の討論を申し上げます。

辞職勧告決議は、議員の不祥事に対する議会の意思表示であり、よほど慎重であるべきと考えます。議会選出の監査委員として、また議員として不適切な行動であったとは思われますが、本人も、監査委員としての事の重大さと責任を痛切に感じられ、11月22日付で監査委員としての退職届を提出され、受理をされています。そこで一定の責任は取られたものであると私は判断します。

また、議員の進退は、先ほどありましたように、個々の議員が判断すべきであると思われ、議員を辞職されるには、選挙による審判とリコール制度で、議員の進退に関する外的な拘束力は十分に果たされているというのが地方自治

法の考え方であります。私はこの辞職決議案には反対をいたします。

以上であります。

○議長

ほか、討論ございませんか。山田議員。

○9番

発議第5号 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）について、賛成の立場で討論させていただきます。

本来、私は、個々の職責に及ぶこのような勧告決議に賛同することは本意ではありません。先ほどから出ていました選挙の期間中であったということは別にいたしましても、御本人も認められている50人程度の座談会だけでの事件ではなく、先ほどおっしゃってました、送った記憶がない、軽い気持ちで送ったという言葉がありましたが、SNS配信まで行われていた、全国的にも過去に例を見ない守秘義務違反については悪意性が強く、議会選出の監査委員としてだけではなく、議会議員として職責の自覚をも欠き、平群町議会議員として守秘義務を遂行できなかったことは個人の問題だけにとどまらず、平群町議会全体の信頼を大きく損なう行為であったと言えます。

森田議員は、過去には、コロナウイルスに感染した議員に対し、平群町議会として取り決めた事項に基づき、町ホームページにて公表したことだけでは不十分だったのか、森田議員自身のスマホを通し、感染の事実を住民に公表、拡散する中、困ったものと、感染者の自己責任として批判されていたとも取れる行為も踏まえると、今回は、自ら犯された行為そのものが議員としての職責でもある守秘義務を違反したことにより監査委員を辞職した事実だけで責任を取ったと言えるのが疑問です。

今回の違反行為は多くの人に迷惑をかけたと、御本人も報道された番組の中でおっしゃっておられます。辞職勧告の提案者がどのような立場かというのではなく、行われた暴挙、守秘義務違反という今回の行為が大した問題ではないという判断を平群町議会がしたと解釈されないため、また平群町議会が多数の仲よしグループ、仲よし議会で守られた結果と町内外からやゆされないためにも、平群町議会の今後の在り方のために、毅然とした態度を示す必要があると思っています。

議員辞職については、最終的に御本人が判断されるものであり、強制的なものではありませんが、これまでの経緯については、自らが広く住民に発信し、猛省の上、熟考される必要もあると思うことから、本決議案には賛成いたします。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第5号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第5号 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）は否決されました。

ただいま除斥されています森田議員の入場を許可します。

森田 勝議員入場

○議 長

発議第5号 森田勝議員に議員辞職を勧告する決議（案）は挙手少数で否決されましたので御報告いたします。

日程第2 発議第6号 高齢者と家族が安心できる介護の実現を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第6号

高齢者と家族が安心できる介護の実現を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月16日

提出者 岩 崎 真 滋

賛成者 長 良 俊 一

高齢者と家族が安心できる介護の実現を求める意見書（案）

コロナ禍は、多くの人々の暮らしを直撃し、中でも高齢者や家族が安心して暮らせる社会の実現はまったなしです。認知症のある方や高齢者が住み慣れた地域で、安心して老後を暮らせる社会を目指し、2000年に介護保険制度が開始されて以来、3年毎に見直しがされています。

急速な高齢化で介護が必要な高齢者は、今年3月末の時点でおおよそ690万人と年々増え続けており、これに伴って介護にかかる費用の今年度の総額は予算ベースで13.3兆円と、介護保険制度が始まった2000年と比べて3倍以上に増え、今後も増加が続く見通しです。そのような中、2024年の介護保険制度改正（第9期）に向け、現在、厚労省の社会保障審議会介護保険部会を中心に制度の見直しについて、幅広い議論がなされています。

審議会では65歳以上の高齢者が支払う介護保険料について、一定以上の所得がある高齢者は引き上げ、所得が一定以下の高齢者は引き下げることで、支払い能力に応じた負担の見直しを進めることや、原則1割、所得に応じて2割または3割の負担となる介護サービスを受けた際の自己負担の引き上げなどについて議論が行われていますが、ケアプラン（介護計画）の有料化や、介護の必要度が比較的低いとされる「要介護1・2」の市区町村地域支援事業への移行は、今回の制度改正には盛り込まない方向で検討されています。

今後、高齢化が進む中、必要な保険給付を行うと同時に、制度の持続可能性を高めていくことが重要であると共に、高齢者や家族が安心できる介護保険制度の実現を目指し、慎重に審議を進めて頂くことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上でございます。

○議長 長

提出者の趣旨説明を求めます。岩崎議員。

○1 番

今回の意見書について趣旨説明させていただきます。

急速な高齢化が進む中で、給付と負担を慎重に考えていただきたいというものです。国には、慎重に考えて審議を進めていただきたいところが趣旨でございます。

一定の高齢者、所得のある高齢者の方には負担をお願いしなければならないかもしれませんが、持続可能な介護保険制度を高めていくためにも重要なことだと思います。高齢者、家族が安心できる介護制度の実現を目指し、慎重審議を進めていただくことを強く求めます。

以上です。

○議長 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

今聞いててよく分らんのですよね。

介護保険制度、2000年度から始まって22年、23年目になるわけですが、今岩崎議員から提案あったんですが、政府にこれ、慎重に審議しろということを意見書で求めていると、今趣旨説明ありましたが、地方議会がそんなこと言わなくても、当然、国の厚労省を中心に、介護保険の専門家の人たちが集まっている審議されてるわけです。中に書いてあることも、今審議されてる内容は書いてあるけれども、この内容のうち、これはやってほしい、これはやってほしくない、意見書としてはそういうふうにしなないと、これ慎重にやってくださいという意見書が通るのであれば、それを政府に出してですよ、これ、政府は受け取ってどうせえ言うねんという話ではないんですか。だから、具体的に何を、今審議してる中で、所得低い人には下げてほしいと、それを要望するならそれを書かないと、意見書をもらうほうは意味が通じないと思うんですが、岩崎議員、どう思いますか。

○ 議 長

岩崎議員。

○ 1 番

コロナ禍で、多くの人々の暮らしを直撃している厳しい状態ではありますが、今回、ケアプラン、介護計画の有料化については、制度を国も見送ると。それと、介護の必要度が比較的低いとされる要介護1・2の生活援助の市区町村事業への移行も今回改正には盛り込まない方向ですので、これを慎重に上げないという方向に、負担を国民に強くないという方向で慎重に審議していただきたいという趣旨の意見書でございます。

○ 議 長

山口議員。

○ 7 番

いいですか、これ読んでも、今の岩崎議員がその主張ですと言ったことなんかどこにも書いてないですよ。ただ、今の審議では、ケアプラン、今要介護1・2の総合事業へのあれはしないと、本来はしたいけど、今度は見送るということなんでしょう、今度の9期に当たってはね。それやったら、そういうふうには、審議されて、今回は盛り込まないという検討されてますが、ぜひ盛り込まないでくださいとか、それを書いてもらわないと、相手は何なのというふうになると思うんですが、違いますか。私、おかしいこと言ってますかね。

いやいや、議長ちょっとね、意見書として、ちょっと言い方悪いんですけど、

極端な話、ていをなしてないような気がするんですよ。だって、受け取って何の意見を、どうしてくれと言ってるのというのが、これ読んだ限りは分からないんですよ。だから、もし逆の立場でこれ、町長これ受け取ったら、町長に聞くわけじゃないけど、例えばですよ、平群町に要望書を上げるとして、平群町に意見書というのは基本的に議会はないですけども、知事でもいいですけど、上げるとしてね、受け取ったほうがどうしてくれというのが明確でないとかね、今やっているとおり、慎重に審議してくれという意見書ってどうなんですかねと。

山田議員のさっきの議案での討論とちょっと重なりますけど、極端な話、これ通して出してね、平群町議会、こんなん送ってきたでってなりませんかというふうに私は思う。ちょっと岩崎君には失礼なんやけど、慣れてないからこうなってるのか、私は事務局のほうで、それはちょっと受け取ったときに、事務局も、言いたくないけど、ちょっとその辺どうなんでしょうね。議長、ちょっと諮ってもらえますか。

○議長

山口議員さんの今の御質問なんですが、この提出された日が12月の5日ということになっております。それから約10日ほどたってます。その中で、国会のほうでも相当審議が込まれておまして、今岩崎議員さんがおっしゃった内容も決まりつつあるという、そういう流れで、ここ直近で動いてる話だと思うんですが、その辺に関して、分かり得ることを岩崎議員さん、御説明ください。岩崎議員。

○1番

今、議長おっしゃられたとおりでなんですけども、11月の29日の新聞報道でもケアプランの介護計画有料化については見送ると。要介護1・2の生活援助の市区町村事業への移行、今回改正には盛り込まないというふうに出ておりますので、これを何とか、今後、慎重に審議していただきたいと、御高齢の方に負担が生じないように慎重に審議していただきたいと、そういう趣旨でございます。

○議長

山口議員。

○7番

そしたら、これはどこへ提出するの、慎重に審議してほしいという。総理大臣に、大体意見書は、これ多分、総理大臣とか厚労大臣とか衆参議長とか、そういうところになるんだけど、これ、ただ慎重にしてほしいというのは、今審議している介護の社会保障審議会か何かそういうところでやってるんですよ。そこへ提出せえということですか、それなら。提出先はどことなってるんです

か。

○議 長

山口議員。

○7 番

要するにね、いやもう言いたくないけど、これ出したら、平群町議会って何なのって、もう極端な話ですよ。極端な話で思われへんかなって、すごいちょっとね。

さっき、岩崎議員が2回目の答弁してくれたように、慎重審議じゃなくて、そういうふうに分かったと聞きますけれども、そのとおりにやっってくださいとか書いてあるんならまだね、この下二つ、下から5行目、6行目、7行目ぐらいのところをちゃんとですね、それを総合事業に介護1・2をすとかいうのはね、ぜひ、今しないという方向ですけども、そのとおりにやっってくださいとか書いてんねやったら分かるけど、これを慎重審議してくれというのやったら、別にどっちでもええということになるんですよ、これだけ読んだらね。だから、意見書のていをはなしてないんじゃないのという、意見書じゃないんじゃないのというふうに思うんですけどね。ちょっとその辺、判断してもらえませんか。いや、これを出すと言うなら出したらいいですけど、僕はちょっと恥ずかしいなというふうに思います。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。窪議員。

○10 番

ここの、今もろもろいろいろ言われましたけれども、この意見書案の下から3行目のところでね、「今後、高齢化が進む中、必要な保険給付を行うと同時に、制度の持続可能性を高めていくことが重要であると共に」、ここのタイトルにもありますように、高齢者や家族が安心できる、介護保険制度、今9期目指して審議会で作られてるわけですから、この介護保険制度の実現を目指して慎重に審議を進めていただくことを求めている意見書だから、何の問題もないと私は思います。

また、社会保障審議会、厚生労働省ですね、そこに提出されると思うんですが、提出者の岩崎議員に、厚生労働省に提出されると思うんですが、御確認させていただきたいと思います。

○議 長

岩崎議員。

○1 番

提出先は厚生労働省になっております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

あのね、文章だけ読めば、今窪議員言うように、そこが意見として上げるんだと言うんやけど、じゃあね、審議するんですよ、賛成するとか反対するとか。じゃあこの具体的な中身何なのということになるわけですよ。今言ってる高齢者や家族が安心できる介護保険制度の実現、その中身として何なのと。じゃあそれまで書いてあったやつは一体何なのとなるわけです。それまで書いてあったやつも含めて安心できる介護保険制度の実現ですからね。そしたら、例えば一つだけ、要介護1・2、これは盛り込まない方向になったのがよかったのか悪かったのかも書いてないわけですよ。だから、この意見書はそれ、1・2を総合事業に含めたら安心できる介護制度の実現になるのか、反対なのかも分からんわけですよ。むちゃくちゃ抽象的過ぎてですね。だからどっちにするのと。慎重にさえ審議すれば、時間かけて審議すればそれだけでええのということになるん違うかなと思うんで、そういうところをちょっと危惧するんで、それでみんながええって言うねやったら、ほかの議員さんがみんなええねやったらそれでいいですけど、私は恥ずかしいということは言っておきますよ。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

質疑ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。稲月議員。

○5 番

本意見書については反対をするという立場で討論をさせていただきます。

今、意見交換の中でもありましたように、本来、国と機関に出す意見書というのは、今国がやろうとしている方策や、現行実施をされている方策で、ここは改善してほしい事柄について、地方議会として意見をまとめて具申をするということではないかと私は考えます。本意見書案には、高齢者や家族が安心できる介護保険制度の実現を目指し、慎重に審議を進めていただくことを強く求めますとおっしゃっておりますが、何をどうしたら安心のできる介護保険制度になるのか。ここは変えてほしい、ここは変えてもらったら困るとか、こうい

った具体的なところを挙げて要望していかないと意見書としての意味がないと  
考えます。

よって、このような意見書を提出することには賛同することはできません。  
反対をいたします。

○議 長

討論、ほかございませんか。

馬本議員。

○12番

反対討論、いろいろありましたけど、恥ずかしいとかいろいろありました。

具体的にね、例えばね、後でまた私、共産党さんの出しはる意見書について、  
私は反対討論しますけどね、具体的に書けば、よう聞いてくださいよ。法律が  
そのように施行されたら、準則として、平群町に市町村に回ってくるわけや。  
ということはね、その時点においてどのようないろいろな変化があるか分からへ  
ん。ということはね、私たち議員は、私でっせ、反対せなしゃあないやんか。  
こういうふうな審議会で、制度確立のために慎重審議してくださいよと、それ  
は一つの願いや。意見書ってそんなもんやと思う。それも入ると思うよ。後で  
共産党さんが出しはったら、私、反対討論きっちりしますさかいにそのときに  
言います。

以上、これについては願い、私もそう思いますよ。よって賛成いたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、発議第6号 高齢者と家族が安心できる介護  
の実現を求める意見書（案）は原案どおり可決し、関係行政庁へ送付すること  
に決定いたしました。

日程第3 発議第7号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

を議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第7号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月16日

提出者 窪 和子

賛成者 岩崎 真滋

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪議員。

○10番

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、带状疱疹の発症率は50歳以上から増加し、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。また、治療の長期化や带状疱疹後神経痛など、後遺症のリスクも加齢とともに高くなります。

この带状疱疹の発症予防にはワクチンが有効とされておりますが、費用が大変高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくない現状です。よって、政府に、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や、予防接種法に基づく定期接種化を強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第7号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）について、原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

日程第4 発議第8号 第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保

## 険制度を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第8号

第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書  
（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月16日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

〃 山口昌亮

第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書  
（案）

政府は本年3月24日、社会保障審議会介護保険部会を開催し、第9期（2024年度）の介護保険法改正に向けた審議をスタートさせ、年内に取りまとめをおこない、その後、政府は来年1月から始まる通常国会に介護保険法の改正案を提出、6月頃に改正法を成立させようとしています。

その内容として利用料の自己負担を2割負担（現行の2倍）や要介護1・2の訪問介護などの保険給付外し、ケアプラン作成の有料化などを提示しています。いずれも、利用者の大きな負担増とサービスの利用制限につながるもので、到底容認できません。

そもそも、高齢者の生活は年金引き上げ、物価の高騰、後期高齢者医療費の自己負担増などで逼迫しています。その上にこのような改定が実施されると「制度」はあっても「介護サービス」は使えないものになり、被保険者の介護状態は悪化し、家族介護の負担が大きくなると危惧するものです。

介護保険制度が必要なサービスを提供し、介護のある暮らしを守る制度として、誰もが安心して介護保険制度が利用できるよう、下記の事項について強く要望するものです。

### 記

1. 介護保険の自己負担を原則2割負担にしないこと
2. 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと
3. ケアマネージメントの利用者負担導入（ケアプラン作成有料化）をしない

こと

4. 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護療養院の多床室（相部屋）  
室料負担を新設しないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月議員。

○5番

ただいま事務局長のほうから読み上げていただきましたんですけれども、2か所、全く違う表現で読んでいただいたんで、訂正をさせてもらっていいですか。

○議長

はい。

○5番

「年金の引き上げ」じゃなくて「引き下げ」です。それは絶対大事なことで、すので。8行目ですね。「そもそも、高齢者の生活は年金の引き下げ」によって大変になってるということですよ。

それともう1個あった。記のところの4番、「介護医療院」ですね。「介護療養院」やったかな、ここの読み方というか、間違っって読まれたんで、そこは訂正してください。よろしいですか、それは。

○議長

はい。

○5番

それでは、ただいま読み上げていただきました、訂正もしてもらいましたので、第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書（案）についての趣旨説明をさせていただきます。

今、国民の多くの方たちが賃金が上がらない、年金は下がる、物価の異常な高騰、また社会保障の低下、医療負担の増大などに困惑をし、この先が見えないという、この不安を抱えて生活をしておられます。このような中で、高齢者は、本年10月から、後期高齢者医療費の窓口負担、受診を、本人年収220万円以上が1割から2割と、2倍の負担となってまいりました。生活に大きく影響していることはもちろん、これから受診控えを招き、重症化につながっていくというようなことが目に見えてきているのではないのでしょうか。

一方、介護の分野では、現行でも老親を介護する中で、また老老介護の中でお互いに限界を感じ、限界を生じて、あつてはならぬ介護殺人などを犯してし

まうなど、大変悲しい出来事も起こっているという、こういうことにも目を背けてはならないと思います。

今回、政府が改定しようとしている中でも、介護サービス利用料の費用負担を原則２倍にしようとしていること、これが最も我々国民にとって影響が大きいと考えられます。受けたい、また受けさせたいサービスも、お金がないから中止をする、デイサービスに行けなくなってしまう方、人との交流が経験できなくなる、家に閉じ籠もってしまう、そのために、介護の度合いがひどくなってしまう、重症化してしまうというような現象も起こってまいります。

厚労省は、介護費用を抑制するために健康寿命を長く保ち、元気に高齢期を迎えてもらう、これを目指しております。今改定は、この厚労省の考えにも逆行してしまうものではないでしょうか。きめ細かい訪問サービス、また通所サービス、こういったものの利用をどんどん促進していくことで重症化を防ぎ、介護費用の抑制にもつながっていく。これは当然のことであるにもかかわらず、今厚労省は、サービスの利用を抑制するような改定案とせず、このような利用料金を引き上げるといような改定案を考えているというのが現状でございます。

このような状況の中で、介護をされている家族の団体の方たち、介護サービスを提供しておられる事業者の方たちの団体、また医療を経営されてる医療団体の方たちをはじめ、多くの人たちが、この審議が進められている改定案に対して考え直してほしいと署名を集め、政府にもたくさん提出をしたり、声を上げられています。

また、議会のほうでも、物価の高騰などの社会状況を考えて、この結論を出していくのを来年の半ばに引き延ばすということも決められたようでございます。しかしながら、政府は、先延ばしをしても時間を置いて、この改定案の実施をいつかはしようという方向は変わってはおりませんので、この意見書については出していきたいというふうに思い、提案をさせていただきます。

以上のことから、本意見書を本議会で採択をしていただき、第９期介護保険制度改定に当たり、誰もが安心して介護が受けられる制度にしていくために、関係機関に提出していけるよう、御賛同いただきますようお願いをいたしまして、私の趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。馬本議員。

○12番

第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書(案)について反対をいたします。

今後、介護保険制度が改正されれば、準則として、国から市町村へ示されるわけでございます。高齢化が進む中、制度の、先ほど言うたような持続可能性を高めていくことが僕は重要であると思います。今回の意見書のように、具体的に、4項目については到底容認できないとのことであります。私は議員として、その都度議論すべきであると思います。よって、反対といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、討論ございませんか。植田議員。

○6番

第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書(案)については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

来年度から5年間で軍事費を43兆円、現行計画の1.56倍にする指示を出した岸田政権は、その財源として、増税とともに歳出改革を打ち出し、社会保障の大幅削減を狙っています。その一つが介護保険分野であります。

厚労省は、2024年度、第9期の見直しに向けて、大幅な負担増と給付削減をもたらす七つの論点を社会保障審議会の介護保険部会に提示しています。年末の取りまとめに向け、検討を進められているようですが、この七つの論点の中身は、介護サービス利用料の1割から2割への2倍化、要介護1・2の保険給付外し、総合事業への移行。また、介護保険の負担を39歳以下に広げ、利用年齢を66歳以上に引き上げる、あるいはケアプランの有料化、介護老人保健施設などの相部屋の部屋代の利用者負担などが上げられています。

後期高齢者の窓口負担の2倍化に続き、介護保険制度のさらなる改悪で、保険あって介護なしの拡大が高齢者を追い詰める、介護保険の改悪に反対する立場から、この意見書については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、討論ございませんか。山口議員。

○7番

この意見書案には賛成の立場で討論します。

先ほど岩崎議員から出た意見書について、私どもは内容が具体的でないということで反対しました。ただ、高齢者や家族が安心できる介護保険制度の実現、これは当然、この言葉には賛成であります。それを具体化したのが、今回の稲月議員が提出した意見書です。ですから、先ほど、私ども以外は皆さん賛成されてるわけですよ。馬本議員は、今、反対討論で、ちょっと詳しく聞こえなかったですけども、到底、一つ一つ議論して決めるもんだから、意見書としては賛成できないとおっしゃいましたけれども、一つ一つ議論するんですけども、先ほどの安心できる介護保険制度の実現、この中身って一体じゃあ何なのだと。負担を増やすのが安心できる介護保険制度なのか、1割負担を2割にするのが安心できる介護保険制度なのか、ケアマネの利用に経費を取るのが安心できる介護保険制度なのか、これを一つずつ見てもらえばもう一目瞭然だと思うんですよ。

そういう意味では、政府がどうするか分かりませんが、社会保障審議会、介護保険は社会保障でありますから、社会保障審議会としてやってるわけですからね、その点、高齢化はますます進む中で、非常に介護保険は大事な制度であります。もちろんその制度を守ることも大事です。しかし、その守る上で、やっぱり政府として、国として基本的に責任を持つ、これが社会保障であります。だから、そういう立場から言えば、今度のこの意見書をやっぱりしっかり上げていく。そして、介護があっても使えないような状態をますますさせるんじゃなくて、誰もが安心して、それこそ介護が受けられる、そういう状況にすることが大事だと思いますので、ぜひこれはね、この議会で、国会、政府や衆参両院に提出することが大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第8号 第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書（案）は否決されました。

続きますして

日程第5 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

それでは、令和4年第7回12月定例議会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

12月6日より本日まで、11日間の会期におきまして、慎重審議いただき、全ての上程議案につきまして議決、同意を賜り、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましても、今年1年間、町政への様々な御助言や御指導、御鞭撻を頂き、誠にありがとうございました。平群町では、多くの課題が山積をしております。特に財政状況につきましては、危機的な状況に直面しており、財政の健全化が今の平群町にとって最優先事項であることを認識いたしております。

現在、令和5年度の予算作業を進めておりますが、職員一人一人が知恵を出し、汗を流し、最少の経費で最大の効果を発揮し、町民の皆さんとともに輝く平群の未来をつくるように、職員とともに努力してまいります。

議員各位におかれましても、この財政危機を乗り越え、輝く平群の未来を築

き上げるといふ共通の目標の下、御理解を頂き、全面的な御協力・御支援を頂きますようお願い申し上げる次第でございます。

今年も残すところ僅かになり、令和4年も終わり、新しい年を迎えるところでございます。これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。来年が、本町や住民の皆様や議員の皆様にとりましても、明るい希望に満ちた1年になりますよう、また一日も早いコロナ禍の収束とともに、皆様方の健康と御多幸をお祈り申し上げます。

これをもちまして、12月議会閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって令和4年平群町議会第7回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時19分)